平成２８年（フ）第３６号
青森県弘前市大字千年４丁目５番地39
債務者　高橋菜津子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第４３号
青森県青森市浪岡大字浪岡字若松34番地
債務者　平野昭五郎
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第４４号
青森県青森市浪岡大字浪岡字若松34番地
債務者　平野　　礼
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１１２号
神奈川県平塚市万田140番地　湘南アメニティー旭405号、前住所神奈川県平塚市東中原１丁目20番７号　メゾン小林202号
債務者　栗原　広美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６０号
神奈川県小田原市東町５丁目14番33―105号　イーストマンション
債務者　佐藤　清勝
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４５号
熊本県宇土市岩古曽町2787番地５
債務者　川邉　由香
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０号
大分県佐伯市鶴見大字沖松浦745番地３
債務者　橋本　　彩
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第９号
大分県佐伯市鶴岡西町２丁目142番地メゾンコスモＡ203
債務者　大友千恵美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第７８６号
仙台市若林区若林６丁目７番８号　秋葉マンションＡ－３
破産者　竹林　慶幸
1　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
2　一般調査期日　平成28年６月24日午前10時
平成28年４月８日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３９６号
大阪府三島郡島本町青葉１丁目16番７号
破産者　鍛治　通利
1　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
2　一般調査期日　平成28年６月27日午後２時
平成28年４月７日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２７年（フ）第１０５８８号
神奈川県逗子市逗子５丁目７―21
破産者　吉田　泰昌
審尋期日　平成28年６月22日午前11時
平成28年４月４日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１２号
札幌市中央区大通西19丁目２番地１
清算株式会社　株式会社レムズ
代表清算人　東雲　勝幸
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（ヒ）第２０２６号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目３番６号
清算株式会社　武蔵建業株式会社
代表清算人　岡本　成道
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１２号
沖縄県糸満市字摩文仁1018番地
清算株式会社　糸満観光農園株式会社
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２８年（再）第１１号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯726番地
再生債務者　株式会社平湯館
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前11時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年６月８日から平成28年６月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第１２号
神奈川県相模原市中央区相模原６丁目１番５号　ＩＺＡＷＡビル３Ｆ
再生債務者　株式会社リペアワークス
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年６月８日から平成28年６月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２４年（再）第８２号
東京都中央区日本橋本町４丁目８番16号
再生債務者　ポリマ資産管理株式会社（旧商号　ポリマテック株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成28年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第８８号
東京都板橋区中丸町34番９号
再生債務者　正脇祐之介
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成28年４月６日
東京地方裁判所民事第20部